

院内感染対策に関する取組事項

2022年4月1日 作成

●感染防止対策に関する基本的考え方

当院の院内感染対策は、患者様やご家族をはじめ、病院に関わるすべての人たちを感染から守るために「標準予防策」を基本とした感染対策を遵守しています。合わせて感染経路に応じた予防策を実施します。

●感染対策に関する取組事項

1) 院内感染対策組織に関する事項

感染対策に関する問題点を把握し、改善する院内感染対策活動の担うために、病院長の諮問機関として院内感染対策委員会を設置しています。委員会は月1回を基本として必要時には随時開催します。

2) 院内感染対策教育に関する事項

全職員を対象とした感染対策に関する研修会・講習会は年2回以上開催しています。
また、各部署に感染対策マニュアルを配備し、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について、全職員への周知を行っています。

3) 感染症発生状況報告に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染上問題となる微生物を検出した場合は、検査室から各部署に知らせ、注意喚起を行います。感染防止対策委員会に各種分離菌月報を作成して提出し、検出状況を共有し、必要に応じ感染対策の周知や指導を行います。

4) 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染発生が疑われる事例が発生した場合には、ICT(院内感染制御チーム)が速やかに現状の確認、疫学的調査、感染対策の徹底などを行い、感染拡大を防止します。

5) 患者さんへの情報提供に関する事項

感染症の流行が見られる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。合わせて感染防止の意義及び手洗い・マスクの着用などについて、理解と協力をお願いします。

6) 抗菌薬適正使用に関する事項

耐性菌の予防のために広域抗菌薬等に指定抗菌薬を定めています。
抗菌薬使用患者は、使用量、効果などを定期的に感染対策チームが介入し、適切な抗菌薬使用になるように努めます。

7) 地域連携に関する事項

当院は、感染対策の強化、医療関連感染発生時に助言を受けるため、幡多けんみん病院と連携を行い情報の共有をいたします。

8) その他

1.病院職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し、B型肝炎、インフルエンザ等の予防接種に努め健康管理に留意します。

2.院内感染防止のため、病院職員は各職場共通の「院内感染防止マニュアル」を遵守します。
マニュアルは、ガイドラインを参考に、改訂結果は病院職員に周知徹底します。



院内感染対策委員会